

居宅介護支援事業所が実施する介護予防支援の運営について

令和6年4月1日（月曜日）より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができるようになります。

1. 指定ができる事業について

直接実施可能となるのは「介護予防支援」です。

- ※ 「介護予防ケアマネジメント」は継続して地域包括支援センターでの実施となります。
- ※ 今回の改正をもって、地域包括支援センターからの「委託業務」がなくなるものではありません。従来どおり、介護予防支援事業所としての指定を受けずに、委託の形で実施することも可能です。

2. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

利用するサービスにより事業の種類が異なります。この度の改正で居宅介護支援事業所がケアプランを作成できるのは、「介護予防支援」のみです。「介護予防ケアマネジメント」については、引き続き地域包括支援センターとの委託契約によりケアプランを作成します。

- 「介護予防支援」…介護予防サービスのみ、介護予防サービスと総合事業を併用
- ×「介護予防ケアマネジメント」…総合事業のみ

例：利用者（要支援2）について、A居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当しているケース

利用月	利用するサービス	プラン
5月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援
6月	通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント
7月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援

この場合においては、

- ・ 5月分・7月分はA事業所、6月分は地域包括支援センターが担当となります。
- ・ 5月分、6月分、7月分のそれぞれにおいて「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出、利用者との契約が必要となります（A事業所は5月分・7月分、担当地域包括支援センターは6月分）。

- ・ 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの切り替え時に発生する契約手続きの漏れを防止するため、利用者・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの3者で契約を行うことを推奨します。（3者契約を行った場合でも、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの切り替え時に居宅サービス計画作成 依頼(変更)届出書の提出は必要です。）

3. 他保険者の要支援者に対して介護予防支援を行う場合

介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があります。

- ※ 指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、指定申請を行うか、もしくは当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受けることも可能です。

4. 地域包括支援センターからの利用者の引継ぎについて

介護予防支援事業所として指定を受け、事業を実施する場合、地域包括支援センターと連携し、利用者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう引継ぎをお願いします。

- 地域包括支援センターから委託を受けてサービスを実施していた被保険者を直接実施に切り替える場合は、どの方を直接実施とするか一覧にして連絡する等、地域包括支援センターと利用者に関する調整を行ってください。（指定日時点ですでに委託により実施している被保険者については、地域包括支援センターとすでに契約が締結しているため、3者による契約等は必要ありません。）
- 契約は介護予防支援事業所の指定開始日以降に締結してください。